

# 万葉集における「山部赤人集」

原 田 貞 義

A Study of the Akahitoshu in the Manyoshu

SADAYOSHI HARADA

一

万葉集中に、五十首といふかなり大部の作品を残した山部赤人という歌人について知るところは非常に少い。というより、殆んど知らないと言つた方が適當かも知れない。彼の生没年は無論のこと、その出自、来歴といったものもわからない。それは、赤人に限つたことではなく、集中に名を停める歌人の多くがそうなのだが、しかし、一首乃至は数首といった片々たる詠歌を残す歌人はさておいても、五十首といふ多数の作品を集に残しながら、なお、その生涯の片鱗すらも明かさぬ歌人も珍らしい。それは何よりも、彼が万葉集以外の国史、その他の文献に名を停め得ぬ程の微官であつたという理由の外に、彼が余りにも自らを語らぬ歌人であつたということによるものである。赤人の作を見ると、公的性格を持つ歌に比して私的な性格の歌、雑歌に対して相聞、挽歌は極端に少い。それらは製作されなかつたのか、それとも何らかの理由で編者の目に止ることなく散逸してしまつたのか、それはわからないが、ともかく、現在の我々には、彼の人となりについて知る手掛りは殆んど与えられていないのである。赤人は、通説としては、所謂「宮廷歌人」の一人と言われてきた。雅楽寮に「唱歌師」、「歌人」といった歌を唱することを職掌とする者は存在するが、「宮廷歌人」といった専ら詠歌を製作することをもつて公に任える職掌が当時我国に存在したかどうかは疑問として、<sup>〔注一〕</sup>ともかく、彼が、何らかの官を得て公に任

える官人の一人であつたらうとは一般に認められていたことであつた。

しかし、それとても、これまで見てきた金村、虫麻呂、福麻呂等の境涯を合わせ鑑る時、一概には首肯できない。彼等は公の官人というよりは、むしろ有力者の資人乃至は供人などであつたと考えられるからである。人麻呂はわからない。彼はさて措いても、赤人のみが、一人例外であつたとは考え難いからである。彼にも、誰か有力なパトロンの様な人物が存在したかも知れない。それについては後に述べるとして、次に、彼の歌風について簡単に述べておこう。

注一、吉永登「宮廷歌人の存在を疑う」(関西大学「文学論集」昭和四十年十一月)参照

二

「山の辺のあか人といふ人ありけり。歌にあやしく、たへなりけり。人丸(人麻呂)は赤人がかみにたむことかたく、あか人は人まるがしもにたむことかたくなむありける。」と記したのは「古今集假名序」の筆者、紀貫之である。爾来、赤人と云えば常に人麻呂と並称され、万葉の二大歌人にまつり上げられてきたのであるが、近代に入つてその評価も次第に岐れてきた。

近代において赤人を最も高く評価したのは主観を排し、写生とい



られたものもある。一寸変わったものでは、口誦したものを記録し、それらを取捨選択して収載した防人の歌の様な場合もある。何れにせよ、この時代には、巻一、巻二収録の古歌や巻十六の作品などによって窺われる如く、時には伝説を伴い、時には何人かに仮托されたが、多くの人々に愛誦され、口誦されていた作品が、かなりあったことは十分想像されるのである。

では、赤人の作品は、これら何れの経程をたどって編者にもたらされ、集中に採録されるに至ったのであろうか。無論、集中に見える五十首にも及ぶ赤人の作品が、全て同一の経路を経て集にまとめられたと考えるのは早計であろう。沢瀉久孝博士は、それらが何らかの資料、例えば、歌集の如きものによったであろうことを示唆され、一方、中西進博士は彼のいくつかの作品について、それが伝誦に基づいて収録されたであろうと説かれた。<sup>△注V</sup>そこで、生ず、巻々に収録された赤人の作品について、その載録の情況から見てゆくことにしよう。それに生立ち、赤人の作品を巻に従って左に示そう。

卷三、雑歌

- 317 山部宿禰赤人望 不尽山 歌一首并短歌
- 318 山部宿禰赤人至 伊予温泉 作歌一首并短歌
- 322 登 神岳 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 323 山部宿禰赤人歌六首
- 357 或本歌日
- 362 山部宿禰赤人歌一首
- 372 山部宿禰赤人登 春日野 作歌一首并短歌
- 373 山部宿禰赤人詠 故太政大臣藤原家之山池 歌一首
- 378 山部宿禰赤人歌一首

同、挽歌

- 431 過 勝鹿真間娘子墓 時山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 433

卷六、雑歌

- 917 神亀元年甲子冬十月五日幸 于紀伊国 時山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 919 山部宿禰赤人歌一首
- 923 山部宿禰赤人作歌二首并短歌
- 927 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 933 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 934 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 938 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 941 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 942 過 辛荷嶋 時山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 945 過 敏馬浦 時山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 946 過 敏馬浦 時山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 947 過 敏馬浦 時山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 1005 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 1006 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 1061 山部宿禰赤人作歌一首并短歌
- 1424 山部宿禰赤人歌四首
- 1427 山部宿禰赤人歌一首
- 1431 山部宿禰赤人歌一首
- 1471 山部宿禰赤人歌一首

卷八、春雑歌

- 1424 山部宿禰赤人歌四首
- 1427 山部宿禰赤人歌一首
- 1431 山部宿禰赤人歌一首
- 1471 山部宿禰赤人歌一首
- 1915 山部宿禰明人詠 春鶯 歌一首
- 1916 山部宿禰明人詠 春鶯 歌一首
- 1917 山部宿禰明人詠 春鶯 歌一首
- 1918 山部宿禰明人詠 春鶯 歌一首
- 1919 山部宿禰明人詠 春鶯 歌一首

注一 沢瀉久孝 「万葉集の巻々の性質」

〔「万葉集大成」I総記篇〕外  
注二 中西進「万葉集卷六の形成」  
〔「国語と国文学」昭和四十年六月号〕

## 四

以上が集中に見える赤人作と明記された作品であるが、右によっても知られる如く、赤人の作歌が集に収められるに至った事情は決して一様ではない。右の内、その収録の事情を判定できるのは、伝誦にもとづく卷十七の一首（この歌の作者は山部明人と記されているが、多分同一人物であろう。家持の歌文集の天平十三年の条に収められているから、彼は山部赤人の名は既に聞き及んでいたのであろうが、その名の一般的表記法「赤人」を見ていなかったか、または左様に「つまり明人と記憶していたのかも知れない。」と卷六、神龜元年の長短歌三首のみである。それも、後者の場合は、左注の「右年月不記」と見えることによつて、わずかに何らかの資料に依つたことが窺えるにすぎない。（「記」には「しるす」の意味の外に「覚ゆ」などの意もあり、記載された資料によつたとは断言できないが。）

そこで、次に卷々における赤人作歌の収録の情況を見てゆくことにしよう。巻の順序は前後するが、先ず、卷六における赤人作歌について言えば、この巻の前半部が金村の歌集を本にして編纂されたであろうこと、更にそこに収録されたいくつかの作品が金村集から転載されたものであることは既に示唆した<sup>△注V</sup>。それを更に詳しく述べると、卷六、前半部（ここでは一応、九五三番の歌までと考えておく。）に収録された赤人の作品は、その採録の方法において二つの形式が見られるということである。その一つは、九二三～九二五、九三三～九三四番の作品の様に、編纂者にも製作年月が知られていないとおぼしく、それについて何らの注記も付せられずに収録されている作である。そして、いま一つは、九一七～九一八番の作品や神龜二年五月の条に収められた赤人作歌

神龜二年乙丑夏五月辛<sup>二</sup> 于芳野離宮 時笠朝臣金村作歌一首并

## 短歌

九二〇～九二二 長歌一首・反歌二首

山部宿禰赤人作歌二首并短歌

九二三～九二五、長歌一首、反歌二首

九二六～九二七、長歌一首、反歌一首

△左注V、古不<sup>レ</sup>審<sup>二</sup>先後<sup>一</sup>但以<sup>レ</sup>便故載<sup>二</sup>於此次<sup>一</sup>の如く、一応題詞には製作年月を記しながら、左注によつてそれが不明なることを述べているものである。

筈金村の歌集の他の歌集と異なる大きな特色は、そこに収録された作品には製作年月を明記していることであつた。そこで問題になるのは、卷六前半部が金村集によつたとするならば、こうした製作年月の不明な赤人の作品までもが、金村の歌集に収められていたかどうかということになる。即ち、赤人作歌に付せられた製作年月に関する左注は、卷六の編纂時に既に金村集に見えていたものかどうかということになるのだが、その可能性は少いであろう。

何故なら、卷六の初発の作品に見られる如く、外ならぬ金村の作品に、製作年月についてはないが、「或本反歌曰」として、作品に関する異伝が記られているからである。この異伝すらも金村集に記られていたと考えれば、問題は更に複雑になるが、そこまでは考へる必要はなからう。これは、編纂者が金村集以外の別の資料を参照し、ここに記したものと考へるのが穩当なのであろう。

ついでに言えば、赤人の作品ではないが、卷六前半部には、九一三～九一六番の作品の様に、作品に関する異伝と製作年月日についての左注を持つもの、及び九五〇～九五三番の如く、作者について異説を伝えるものなど、いろいろあつて、その収録の情況は決して一様ではない。

ともあれ、比様に、製作年月に関して左注が付された赤人作歌が金村集以外の別の資料に依つたと述べたが、次に、それらの個々の作品について順に詳細に見てゆくことにしよう。生ず、神龜元年の赤人作歌は、題詞には一応製作年月を明記しながら、左注におい

て、それが不明なること、並びに行幸年月を検討し、そこに収録した旨述べているものである。これは一見非常に手の込んだ載録様だが、それは、この神龜元年冬十月の条に本来は金村の作品が収められていたからであり、それが巻四(五四三~五四五)に転載され、替って赤人作が、何らかの資料に基づき行幸年月を検注し、収録された為の外ならぬ。つまり、この赤人作歌は、金村集以外の別の資料によったと考えられるのである。左注によれば、その原題詞は、「從<sub>ニ</sub>駕玉津嶋<sub>一</sub> 時山部宿禰赤人作歌一首并短歌」とでもあったものであろう。

次に、神龜二年の赤人作二首について見ると、ここでは左注の「右」の指し示す範囲について問題がある。即ち、金村作と比較しての「先後」と解し、赤人作の全てを指すものか、それとも、赤人作二首の内の後者の一首のみを指すのかということである。「全釈」(鴻巣)や「総釈」(新村)などを除き、近代の注釈書は多く九二三番以降の赤人作全てと解しているが、これは首肯できない。それは、この両首・冒頭の「ヤスミシシ」の表記など用字法を互いに異にしているからである。「八隅知之」「安見知之」、単なる表記上の違いと言ってしまうはそれまでだが、これを「大君」に対する観想、意誠より出でたる表記と見ると、その相違はそれ程簡単に見過すことはできない様に思うからである。因に、九二三番の「八隅知之」は後に述べる製作年月の明らかな赤人作、九三六番と同じ表記法を見せており、後者、九二六番の「安見知之」は別資料から転載されたものと述べた前述の九一七番の作の表記法と一致を見せている。これなども別資料の存在を裏付ける一つの証拠ともなるか。また、後者の長歌には「春の茂野に」の句が見え五月の作ではないこと明らかである。

次いで、神龜二年十月難波宮行幸の折に製作された作品であるが、この時は赤人の外に笠金村、車持千年が同時に製作している。そして、それらの作品には何ら製作時日に関する左注が見えない。

それを落したことは考えられないから恐らくは製作の年月が明らかであったことによるのであろう。

続いて、三年九月播磨国印南野行幸においては、金村が長歌一首・反歌二首・赤人は長歌三首・反歌七首をとどめているが、これらの作にも左注があり「右作歌年月未<sub>ニ</sub>詳也<sub>一</sub>・但以<sub>レ</sub>類故載<sub>ニ</sub>於比次<sub>一</sub>」と記されている。この「右」の指す範囲についても疑問はあるが、最近の諸注釈書が説く如く、九四二番の「過<sub>ニ</sub>辛荷島<sub>一</sub> 時」の作以降を言うのである。辛荷嶋は印南野の更に西に位置し、行幸の列がそこまで進んだとは考えられないことと、その作品から見ると「評釈」(金子氏)の説く様に淡路から一路辛荷島まで航行したことになるからである。(ついでに言えば、この印南野行幸が集では九月十五日とあるが、「続日本紀」を見ると「冬十月辛亥(七日)行<sub>ニ</sub>幸播磨国印南野<sub>一</sub>、甲寅(十日)至<sub>ニ</sub>印南野邑美頓宮<sub>一</sub>」となっており、そこにも相違が見られる。)

更に、贅言を用うれば、赤人作の初発の一首(九三八~九四一)には、製作年月の明らかな作品に見られた「八隅知之」の表記法が見えるし、それ以降の二首には新たに題詞が立てられていることなどによっても知られる。これは、取りも直さず赤人作歌の前一首と九四二番以後の二首と資料を異にしていたということによるのである。

以上、巻六・前半部に収録された作人作歌について見てきたが、それらが決して同一の資料によったものではなく、複数の資料に依拠し、それに基づきここに転載されたものであることが判明した。そして、その一つ、即ち製作年月の明らかな作品は、その表記法の一致などから考えて、最初から金村集に収められていたと思われること既に述べた通りである。では、金村集に依拠しない他の作品はどうか。それはさておき、次に巻六後半部に収められた赤人作歌について見てゆこう。

赤人の作品は、巻六前半部、つまり笠金村の歌集を基底にして編

纂されたと目される部分以外に、卷六には天平六年の難波宮行幸の折と同八年の吉野離宮行幸時に見える。これらは製作の年月とその事情も明らかかな作品であるが、金村集から転載されたものではなからう。金村作は集中で見える限り、天平五年の作品（卷八・一四五三～一四五五）をもって最後としているからである。また、この天平六年の難波行幸時の作品は、船王・守部王等と共に製作された六首中の一首であるが、その初発の作には左注に「右一首作者未詳」と記されている。これらが若し、金村集から転載されたものとすれば、その作者未詳の作品は金村作となる訳だが、さればその作者未詳歌には当然その出典は記したのであろうと考えられるからである。これは天平八年の「応詔歌」と併せて、卷六前半部に収録された赤人作歌とはまた別の資料、例えば、何らかの公的性格を帯びた資料などによったか、または彼と同時に従駕した何人かが記しとどめたものをここに収録したものであろう。

注一 拙稿、「万葉集の私家集」(「国語国文研究」第四二号)

注二 注一参照

原 田 貞 義

五

次に、卷三収載の赤人の作品について見てゆくことにしよう。それに先立ち、卷三における赤人関係の作品の配列を左に示そう。

卷三、雑歌の部における赤人関係の作品の配列

235 略す

312 式部卿藤原宇合卿被<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>造難波堵<sub>一</sub>之時作歌一首

313 略す

315 暮春之月幸<sub>二</sub>芳野離宮<sub>一</sub>時中納言大伴卿奉<sub>レ</sub>勅作歌一首并

短歌 未<sub>レ</sub>逕<sub>二</sub>奏上<sub>一</sub>歌

317 山部宿禰赤人望<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>尽山<sub>一</sub>歌一首并短歌

319 詠<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>尽山<sub>一</sub>歌一首并短歌

△左注▽右一首高橋連虫麻呂之歌中出焉、以<sub>レ</sub>類載<sub>二</sub>此

322 山部宿禰赤人至<sub>二</sub>伊与温泉<sub>一</sub>作歌一首并短歌

324 登<sub>二</sub>神岳<sub>一</sub>山部宿禰赤人作歌一首并短歌

326 大宰少戴小野老歌一首以下・沙弥満誓歌一首まで「大宰府

略す

328 大宰少戴小野老歌一首以下・沙弥満誓歌一首まで「大宰府

略す

352 山部宿禰赤人歌六首

357 笠朝臣金村塩津山作歌二首、以下「金村集」よりの転載歌

364 山部宿禰赤人登<sub>二</sub>春日野<sub>一</sub>作歌一首并短歌

370 石土乙麻呂朝臣歌一首

略す

372 山部宿禰赤人詠<sub>二</sub>故太政大臣藤原家三山池<sub>一</sub>歌一首 大和国

373 大伴坂上郎女祭<sub>二</sub>神歌一首并短歌

378 △左注▽右歌者、以<sub>二</sub>天平五年冬十一月<sub>一</sub>云云

略す

361 登<sub>二</sub>筑波岳<sub>一</sub>丹比真人国人作歌一首并短歌

334 山部宿禰赤人歌一首

385 仙柘校歌三首以下、若宮年魚麻呂の伝誦した作

382 卷三、挽歌の部における赤人関係の作品の配列

略す

415 溺死出雲娘子火<sub>二</sub>葬吉野<sub>一</sub>時柿本朝臣人麻呂作歌二首

429 過<sub>二</sub>勝鹿真間娘子墓<sub>一</sub>時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

431 和銅四年辛亥河辺宮人見<sub>二</sub>姫嶋松原美人屍<sub>一</sub>哀慟作歌四首

434 △左注▽右案、年紀并所処及娘子屍作歌人名已見<sub>二</sub>上也、

但歌辞相違、是非難<sub>レ</sub>別、因以累<sub>二</sub>載於茲次<sub>一</sub>焉

438 神龜五年戊辰大宰師大伴卿思<sub>二</sub>恋故人<sub>一</sub>歌三首、「大宰府

略す

940 關係歌」

下総国

不 明

瀬戸内

伊与国

大和国

大和国

441 略す  
442 略す  
443 略す  
444 略す  
445 略す

446 天平二年庚午冬十二月大宰師大伴卿向京上道之時作歌  
447 五首以下、「大宰府関係歌」並びに旅人関係の作品

まず、雑歌の部に収録された作品から見てゆくと、そこで注目されるのは、第一に赤人作歌が、一括して収録された「大宰府関係の作品」の前後に二分して収められているということであろう。それは、無論赤人の作歌活動の時期と旅人の大宰府在任の期間と時を相前後しているためであり、巻三の編纂者にも、赤人作歌の製作年月を或る程度推定できたという理由によるのであろう。しかし、それのみであろうか。二分して収録された赤人作歌を更に詳細に見てゆくと、いくつかの疑問が生じてくる。まず、大宰府関係の作品前に配された三作を見ると、その製作の地は東国・駿河国、西国・伊与国、そして大和の順になっている。その配列の順序はさておいても、その製作の年月である。巻三の作品には編纂の方針によって概ね製作の年月は記されていないが、大体は製作の年次に従って配列されていると考えられる。然るに、彼のこの作は、神龜三年以降製作と目される藤原宇合卿の歌(三一二)の後、旅人を中心とする大宰府関係の作品、製作年代で言えば神龜三四年頃から天平二年頃迄の間に収められているのである。その間、一二年間か長く見積つても四五年でしかない。その短い年月の間に赤人は、東国(巻三、挽歌の部に収められた真間の手児名の墓を見ての作も、恐らく同時の作であろうから下総の国迄足を運んだものであろう。)へ下り、次いで踵を返し西国、伊与国迄旅をし、更に都へ帰って作歌したことになる。不可能なことではないにせよ、その期間が余りに短かすぎはしないだろうか。

次に、大宰府関係の作品の後に配された赤人作歌を見ると、そこで注目されるのは彼の作品が金村集より転載されたと目される歌群と相前後して収められていることである。赤人と金村はほぼ同時代の歌人であり、巻六に見られる如く、その両者は何度かの行幸を共

にしているという事実から考えれば当然の事であろうが、問題なのは、その初頭の作がやはり、西国下向の途次において製作されたものであることである。これを諸注釈書の説く如く、先の伊与国下向の折に製作されたものと解すれば、この時の赤人作歌は二分して収録されたことになる。赤人の西国関係の作は巻六神龜三年の印南野行幸並びに辛荷嶋、敏馬浦を過ぎる時の作などもあって、一度の下向とは考えられないにしても、この二歌群が同時の作であれば、何も旅人関係の作品前後に二分して収録される必然性はないのである。これは、赤人が伊与国下向以後に、再度西国へ下ったと解するか、または作品の典拠が別々であったと解釈する以外はないであろう。二分して収められているのはそれだけではない。後者の歌群中には、先の大和国、神岳に登り製作された作品(三二四・三二五)と類題、同題、殆んど焼き直しとも思われる作品、春日野に登り作られた歌(三七二・三七三)が見える。この作は金村歌集よりの転載歌及び安倍広庭卿の歌(三七〇)、門部王の作(三七一)の後に配されているが、注意されるのは、この赤人作の後には再び石上乙麻呂卿の作が収められていることである。金村と乙麻呂は或る一時期深い親交があったこと、金村集の条において既に述べたが、この乙麻呂の作<sup>374</sup> 雨降らば、着むと思へる笠の山、人にな着せそ、露はひつとも

(雨が降ったなら着ようと思っている笠の山よ、人には着せるな、たとえびっしょりと濡れてしまおうと)

は眼前の三笠山であるよりは、むしろ「笠」の姓を持つ金村その人を差していると思われる、金村に贈られたものと解されるからである。されば、この作は譬喩歌の部に収めらるべきものとなるが、同時にこの乙麻呂の作まで、金村集から一括して転載されたと考えられることもできる。かく考えるならば、門部王の「思」京歌一首は、さて措き、相聞の部に収められるべきこと明らかな安部広庭卿の作が、ここに載せられた理由も判明するが、速断は控えよう。ともあ

れ、この辺り、金村集との関係はかなり密接したものでありそうである。

巻三、雑歌の部には、その後二首の短歌が収められているが、その出典は明らかではない。ただ、後者(三八四)の作についてのみ言えば、その直前の丹比真人国人の筑波岳に登りし時の作(三八二)「三八三」が福麻呂歌集からの転載と目され、それ以降が後人の増補と見られる。更に言えば、赤人作の後に配された「仙柘枝歌三首」(三八五)「三八七」並びに「羈旅歌一首」(三八八)「三八九」が左注によれば、若宮年魚麻呂の伝誦した作となつてゐること、及び後に述べる巻八収録の赤人作歌の採録の様式などから考えて、この赤人作歌も彼が口誦したものであるかも知れない。されば、雑歌の部末の左注は三八四迄かかることになるが、此様に赤人作歌が何箇処にも分載されているのを製作年月に従つて配列した結果とも考えられないからこの作の場合、年魚麻呂の伝誦によつたと考へる方がむしろ妥当なのであろう。

次に、挽歌の部収録の赤人作であるが、この歌は人麻呂作歌の後、和銅四年の河辺宮人の作の前に収められている。しかし、赤人作が和銅四年以前に作られたと言ふのではあるまい。宮人の作は、左注に述べる様に同題の作品が既に巻二(二二八)「二二九」に見えており、それと異つてと言ふので、人麻呂作や赤人作の題詞の類似をもつてここに載せられただけのことである。何れにせよ、赤人の勝鹿の真間娘子の墓を過ぎる時の作は、「詠不<sub>レ</sub>尽山<sub>一</sub>歌」と時を同じくするものであると考へられ、彼の製作時期で言へば比較的早いものであろう。事実、挽歌の部においても大宰府関係の作品以前に収められている。

これらの外に、赤人作は巻八、春雑歌の部に五首、夏雑歌の部に一首とどめられているが、そこで注目されるのは春雑歌の部に収められた作品である。ここでは、赤人の作品は、若宮年魚麻呂が伝誦した「草香山歌一首」(一四二八)「桜歌一首并短歌」(一四二九)「一四三〇」の前に四首、後に一首と分括載録されている。巻八

においても同一の作者の歌が同一の部立の中で分載されるのは何も珍らしいことではない。しかし、その場合は概ね題詞を異にするか、さもなければ製作の年度を異にするかの何れかに限られる。巻八においても、その各部立の内部では、作品は一応製作の年月に従つて配列されているからである。ところが、この赤人の作品の場合には題詞は全く同じである。例えまた製作の年月が異つても、この春雑歌の部においては彼の作品が二分して収められるべき何の理由もない。とすれば、これはやはり典拠の相違としか考へられないのではなからうか。前四首は巻三の一首同様、年魚麻呂の伝誦したものかも知れない。

夏雑歌の部収録の一首については、その出典はわからない。ただ、前述の巻三雑歌の部収録の一首(三八四)とその歌風が酷似していることを思へば、同時の作でもあろう。一方は、植えたものが「韓藍<sub>からい</sub>」であり、他方は「藤」である。そして、一方は枯れてしまつたが、他方は美事に花を咲かせたというものである。これも年魚麻呂の伝誦したものとすれば、前者が巻三に収められたのは、その季が春か夏か判じ難かつたためであらう。

注一 巻三の編纂については、後藤利雄「原巻三について」(『万葉集成立論』所収)伊藤博「舒明朝以前の万葉歌の性格」(『国語国文』三十二卷二号)などを参照

注二 「続日本紀」神龜三年十月の条に「庚午(二十六日)以式部卿從三位藤原宇合<sub>ヲ</sub>為<sub>ニ</sub>知造難波宮事<sub>一</sub>。」とあり、この作は、それ以降に成つたものと考へられる。

注三 拙稿、「万葉集の私家集(一)」(『国語国文研究』第四十一号)参照  
注四 巻三、雑歌部末の「古歌若宮年魚麻呂誦<sub>之</sub>」の左注は、「仙柘枝歌三首」にまでかかること、拙稿「万葉集私家集(一)」(『国語国文研究』第四五号)参照



以上、集中に見える赤人作歌の収録の情況から、その出所について検討してきたが、典拠については、大凡三つの経程が考えられようである。

その一つは金村の歌集によつた作品であり、いま一つは金村集以外の別の資料に依拠して採録された作品、更にもう一つは伝誦によつて載せられた作品である。ここで問題なのは言うまでもなく、第二の金村集以外の別の資料から転載された作品についてであり、それが如何なる体の資料であつたかということである。ここで言う別資料が、伝誦を含むものではなく、何らかの記載された歌集の如き体裁を持っていたであろうことは、第一に、製作年月不明の赤人作(九一七〜九一九)の左注に「右年月不<sub>レ</sub>記」と見えること。

第二に、それらの赤人作歌には表記法上の類似が見られること。

第三に、卷三、雑歌部収録の赤人作歌(三五七〜三六二)の歌には「或本日」として、一首異伝が記されていることなどによつても知られる。

そもそも、赤人作歌には異伝と立てる歌は極めて少いのであつて、それが見えるのは、却つて、歌集の存在の明らかな金村の作品、及びその歌集に作品をとどめていたと目される車持千年等の方なのである。それらの異伝にも、左注に「或本。反歌曰」(九一〇〜九一二)と記され、明らかに別本が存在したことを伝えている。のみならず、養老七年の千年の作品に至つては、左注において

養老七年五月幸<sub>二</sub>于芳野離宮之時<sub>一</sub>作

と重ねて「或本」の題詞と思しきものを掲げているのである。それは、本来は製作年月が不明であつたらうと述べた神龜元年十月の条に収められた赤人作歌の場合も同様である。

その「或本」がつまり「赤人集」の如きものではなかつたかと考へるのである。これまで見てきた様に、金村歌集に赤人及び千年等の作品が収録されていたとすれば、その所謂「赤人集」に金村や千年等の作が収められていたとしても何ら不思議はないからである。

では、論を更に一歩進めて、その今仮に「赤人集」と名付けた「或本」は如何なる体裁、形式を持つものであつたのだろうか、それについて検討を加えてみよう。

とは言へ、それを推定することは、先に見てきた金村集及び虫麻呂等の歌集にも増して更に困難なことなのである。それら三人の歌集は万葉集中に転載乃至は分載されたとは言へ、未だ原資料のおもかげまでは消し去つてはいなかつた。然るに、赤人作歌の原典はとなると、それを伝える証は、既に述べてきた如く決して多いとは言えないからである。それは、赤人作歌の原資料それ自身が持ついた性格によるものであろうが、同時に、忘れてはならないことは、赤人という歌人、その人の資質によるものであるということである。赤人の作品は、前三者のそれと異り、集の編纂時には既に人口に膾炙せられるに足るものになつていた。歴史的事実や伝説を伴い伝誦せられた往古の著名な作品、人麻呂等の作品はいざ知らず、その製作時代も決して古いとは言えない赤人の如き歌人の作品が、作者の名と共に誦習せられるというのも稀有に等しいことなのである。彼の作品が多く巻々に分載され、また、その収録の様態も複雑を極めていゝのは、比様な事情に基づくものであろう。

ともあれ、以上、見てきた範囲から、「赤人集」なるものの編纂の形式について言えば、

一つに、そこに収録せられた作品には、金村の歌集とは異なり、製作の時日を明記してはいなかつたであらうこと。

第二に、製作の時日は明記してはいなかつたが、集中に転載された作品の配列から見ても、一応時代順に並べられていたであらうといふこと。

また、第三に、その歌集には、赤人の作品のみならず、時には金村や千年等の作も同時に収めていたであらうといふことは言へそうである。

## 七

以上、「赤人集」なるものが存在したこと、並びにその形態について憶説を述べてきたが、最後に、その「赤人集」が如何なる経程をたどり万葉集に収録されるに至ったのか、また赤人とは如何なる境涯にあった歌人であったのか、それについて少しく検討を加えてみたい。

先ず、「赤人集」が万葉集に収められるに至った経路並びに機縁ということについて言えば、私は先に、集中に多くの作品をとどめているもの、及び私家集などを残している者は多く、何らかの意味で大伴氏と緊密な関係をもっていると述べた。<sup>452</sup>では、赤人という歌人の場合はどうであろうか。集中からは、赤人が大伴氏という一族と何らかの係累または交渉を持っていたという証左は何一つ見出すことはできない。それは、山上憶良や福麻呂、金村、そして虫麻呂等の場合と大きく異なるところである。とすれば、赤人のみが一人例外となる訳であるが、或いはそうであったかも知れない。赤人の作品のいくつかは、前述の如く、万葉集の編纂時には既に愛誦され、伝誦されていたのである。此様に著名な歌人の歌集であれば、前代の人麻呂の歌集の如く、案外容易に入手することができたと想像されるからである。

次に、赤人の経歴及び生涯といったことについて言えば、彼は従来金村などと並んで「宮廷歌人」という名で片付けられてきたこと、それも前述の如くである。しかし、それが非なること各氏の論によつて裏付けられてきた。例えば、従来専門歌人と目されてきた田辺福麻呂と橘諸足との関係、<sup>453</sup>高橋虫麻呂と藤原宇合、<sup>454</sup>そして、笠金村と石上乙麻呂、<sup>455</sup>それらは多く私的、文芸的な拘り合いにおいて結ばれたものであり、後者の人々は、それらの歌人達の作歌活動を育成し、保護した、いはばパトロンといった立場にあったものと考えられるからである。

そこで、赤人について考えてみるに、彼は早くから、武田祐吉博士らにより藤原氏、就中、不比等との関係が指摘されてきた。<sup>456</sup>それは、彼に、わずか一首ではあるが

詠<sup>378</sup> 故太政大臣藤原家之山池<sup>378</sup> 歌

いにしへの古き堤は年深み、池の渚に水草生ひにけり

の作が見えるからである。故太政大臣は言うまでもなく藤原不比等である。ついでに言えばこの作、巻三、雑歌の部に収められてはいるが、歌風から見ると、巻二、挽歌の部に収められた「皇子尊宮舍人等勳傷作歌廿三首」中の一首

11 御立しの嶋の荒磯を今見れば、生ひざりし草生ひにけるかも

や、旅人の亡妻を偲んで作<sup>457</sup>した

452 妹として二人作りし我山齊は、木高く繁くなりけるかも

などと同じ趣向のものであり、本来は挽歌の部に収載されるべきものではなかったかと考えられる。この作品から、赤人と不比等が直接交渉があったと断言はできないにせよ、少くとも藤原氏の何人かとは何らかの意味で交渉があったと推定することは可能であろう。

その関係を証する作品の多寡について言えば、それはさ程大きな問題になるまい。あれ程多くの詠歌を集にとどめた田辺福麻呂は、諸兄との交渉を示す作品を遂に一首も残さなかったし、藤原宇合と親密な関係にあったと考えられる虫麻呂にしても、直接彼に献呈した作は長短歌二首を残すのみであるからである。赤人が時の最大の権力者であり、また最高の文化人でもあった藤原氏の庇護の下にあったことは十分考えられることである。ただ、太政大臣藤原不比等は、養老四年八月に薨じており、赤人の本格的な作歌活動はそれ以降に始まったと考えられるから、実際には、彼は不比等の子供達、即ち四卿と呼ばれる武智麻呂、房前、宇合、麻呂等、またはその何れか一人の庇護を受けたのかも知れない。次男房前ならば、旅人ともし親交があり、史書によれば、彼は大宝三年を始めとして都合三度東海、東山道を下っている。また、宇合について言えば、東海道を

二度、西海道を一度（遣唐使として下った時を加えれば二度）巡行している。赤人が西海道並びに東海道において作歌する機会は十分あったのである。更に、赤人が藤原氏の誰かに恩顧を受けていたとすれば、彼の作歌活動が天平八年をもって止絶えていることも納得できる。藤原の四卿は、この年、筑紫に始まり北上して京師を猛襲した疫病のために、相繼いで薨じているからである。

赤人はこの時以来、歌わぬ歌人になってしまったのか、それとも四卿等同様、病魔に襲われ没したのか、それはわからない、ともかく、赤人は以来、時いくばくも経ずして、万葉の終焉を飾る歌人、家持によって「山柿之門」と称えられ、人麻呂と並び歌道の範として仰がれるのである。それが、また古今集以降の歌聖観への橋渡しとなったことは言うに及ばないであろう。

以上、赤人歌集と、赤人の境涯とといったことについていささか卑見を述べてきたが、大方の御批正を仰ぎたいと考える次第である。

注一 拙稿「万葉集の私家集」(「国語国文研究」四五号)

注二 橋本達雄「宮廷歌人田辺福麻呂」(「万葉」六十二号)

注三 佐々木信綱「叙事詩人高橋虫麻呂」(「和歌史の研究」所収)

武田祐吉「高橋虫麻呂」(「上代国文学の研究」所収)など

注四 拙稿「万葉集の私家集」(「国語国文研究」四十四号)

注五 武田祐吉「山部赤人」(「日本文学者評伝全書」)

注 「山柿」については、「柿」が柿本人麻呂であること異論はないが「山」を山部赤人とする説、山上憶良とする説の二説がある。その歌風と当時における作品の流布の程度から見て、「山」は恐らくは赤人であろうと考えられる。